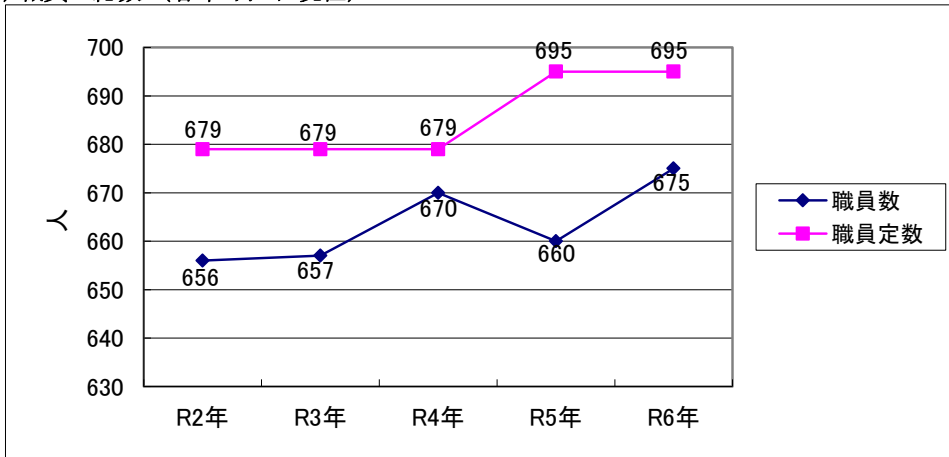


1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の総数（各年4月1日現在）



(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年度4月1日現在）

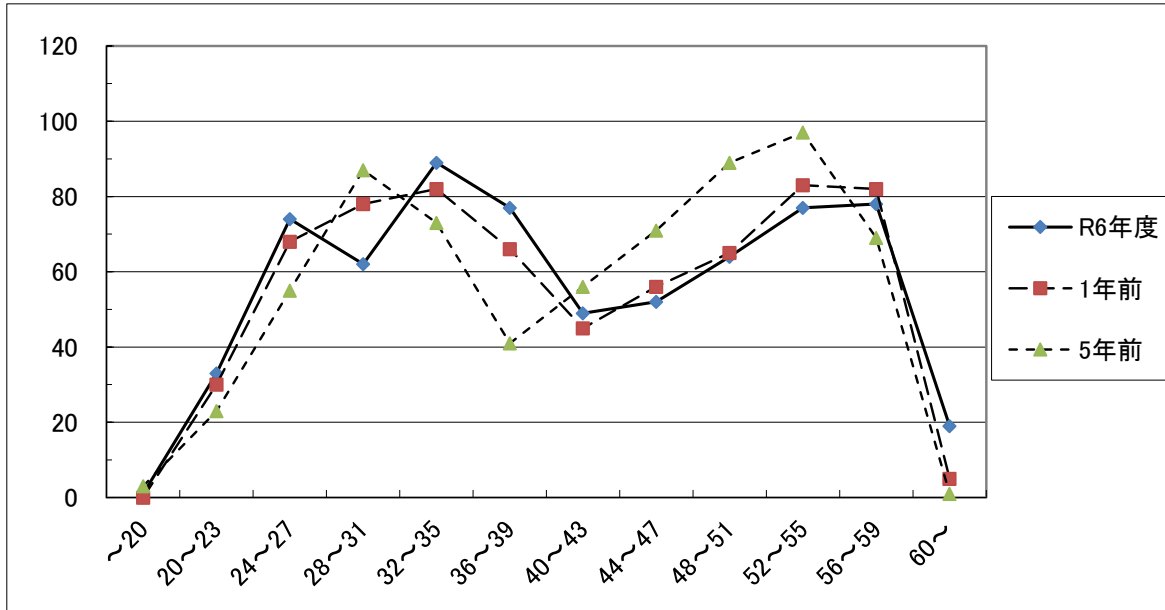
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和5年		
普通 会計 部門	議会	7 (0)	7 (0)	0 (0)	
	総務	132 (21)	125 (20)	7 (1)	
	税務	31 (4)	30 (6)	1 (▲ 2)	
	民生	107 (4)	105 (6)	2 (▲ 2)	
	衛生	47 (10)	53 (17)	▲ 6 (▲ 7)	
	労働	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	農林水産	20 (3)	18 (3)	2 (0)	
	商工	11 (0)	10 (0)	1 (0)	
	土木	66 (10)	65 (11)	1 (▲ 1)	
	計	421 (52)	413 (63)	8 (▲ 11)	<参考> 人口10,000人当たり職員数 42.03 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 人)
	教育部門	73 (17)	72 (21)	1 (▲ 4)	
	消防部門	132 (3)	128 (5)	4 (▲ 2)	
	小 計	626 (72)	613 (89)	13 (▲ 17)	<参考> 人口10,000人当たり職員数 62.49 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 人)
公営 企業 等 会計 部門	下水道	18 (3)	17 (4)	1 (▲ 1)	
	その他	31 (0)	30 (0)	1 (0)	
	小 計	49 (3)	47 (4)	2 (▲ 1)	
合 計		1,096 (127) [695]	1,073 (156) [695]	23 (▲ 29) [0]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 67.38 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
- 2 ()内は、再任用短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員の合計であり、外数です。
- 3 一般行政部門とは、特別行政部門、公営企業等会計部門以外の部門です。特別行政部門とは、教育、消防の部門です。公営企業等会計部門は、国民健康保険、下水道等の部門です。
- 4 []内は、条例定数の合計です。

5 「類似団体の人口10,000人当たり職員数」は、総務省から情報提供が行われたのち記載します(時期は令和7年4月頃)。

(3) 年齢別職員構成の状況 (各年度4月1日現在)

(全職員)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
R6年度職員数	人 1	人 33	人 74	人 62	人 89	人 77	人 49	人 52	人 64	人 77	人 78	人 19	人 675
1年前職員数	人 0	人 30	人 68	人 78	人 82	人 66	人 45	人 56	人 65	人 83	人 82	人 5	人 660
5年前職員数	人 3	人 23	人 55	人 87	人 73	人 41	人 56	人 71	人 89	人 97	人 69	人 1	人 665

(注) 令和5年、令和6年の60歳以上は勤務延長及びフルタイム再任用等です。

(4) 職員数の推移(各年度4月1日現在)

(単位:人)

部門別	年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		411	406	410	420	413	421	10 0
教育		76	71	71	71	72	73	▲ 3 (▲ 3.9%)
消防		129	128	128	130	128	132	3 2.3%
普通会計 計		616	605	609	621	613	626	10 0
公営企業会計 計		49	51	48	49	47	49	0 0
総合計		665	656	657	670	660	675	10 0

(5) 全職員の平均年齢 (各年度4月1日現在)

	令和6年	令和5年
平均年齢	41歳4月	41歳5月

(注) 職種別の平均年齢は、「2 (5)職員員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」に記載しています。

(6) 採用試験の実施状況

(単位:人)

年度	職種	区分	受験者数	1次試験合格者数	2次試験合格者数	最終合格者数	倍率
令和5年度	一般行政職(1回目) (事務・上級)	計	25	10	7	3	8.3
		うち女性	8	0	0	0	
	一般行政職 (土木・上級)	計	4	3	3	2	2
		うち女性	0	0	0	0	
	一般行政職 (建築・上級)	計	2	2	2	2	1
		うち女性	0	0	0	0	
	一般行政職(2回目) (事務・上級)	計	92	63	36	25	3.7
		うち女性	39	27	17	9	
	一般行政職 (福祉・上級)	計	3	2	1	1	3
		うち女性	0	0	0	0	
	一般行政職 (土木・上級)	計	4	3	3	2	2
		うち女性	0	0	0	0	
	一般行政職 (建築・上級)	計	3	3	2	2	1.5
		うち女性	0	0	0	0	
	一般行政職 (保健師・上級)	計	1	1	1	0	-
		うち女性	1	1	1	0	
	一般行政職 (保育士・中級)	計	5	4	3	2	2.5
		うち女性	4	4	3	2	
	一般行政職 (土木作業員)	計	11	7	2	2	5.5
		うち女性	1	0	0	0	
	一般行政職 (事務・障がい者枠)	計	7	4	3	0	-
		うち女性	2	1	1	0	
	消防職(上級)	計	16	11	7	7	2.3
		うち女性	2	2	0	0	
	消防職(初級)	計	27	17	3	3	9
		うち女性	3	2	1	1	
	一般行政職 (土木・上級)	計	1	1	0	0	-
		うち女性	0	0	0	0	
一般行政職 (保健師・上級)	計	2	2	1	0	-	
	うち女性	2	2	1	0		
一般行政職(3回目) (事務・上級)	計	55	23	17	9	6.1	
	うち女性	13	7	4	3		
一般行政職 (福祉・上級)	計	2	1	1	0	-	
	うち女性	1	1	1	0		
一般行政職 (土木・公園作業員)	計	12	6	1	1	12	
	うち女性	0	0	0	0		
一般行政職 (栄養士・上級)	計	6	4	1	1	6	
	うち女性	5	3	0	0		
合計	計	75	34	20	11	6.8	
	うち女性	19	11	5	3		
令和4年度	一般行政職 (事務・上級)	計	234	141	60	11	21.3
		うち女性	91	66	25	4	
一般行政職 (事務・上級)26歳以上	計	15	10	7	5	3	
	うち女性	4	3	2	2		
一般行政職 (福祉・上級)	計	6	3	2	0	-	
	うち女性	3	2	1	0		
一般行政職 (土木・上級)経験者	計	2	1	1	1	2	
	うち女性	0	0	0	0		
一般行政職 (事務・障がい者枠)	計	7	5	3	0	-	
	うち女性	3	3	2	0		
消防職(初級)	計	35	16	4	4	8.8	
	うち女性	1	1	0	0		
消防職(上級)	計	27	8	3	3	9	
	うち女性	3	1	1	1		
合計	計	326	184	80	24	13.6	
	うち女性	105	76	31	7		

(7) 退職者の状況

退職には、以下の事由の退職があります。

定年退職：定年により退職する場合

勸奨退職：人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職する場合

自己都合退職：本人の都合により退職する場合

その他：死亡による退職等

事由別退職者の数

(単位:人)

	定年退職		勸奨退職		自己都合退職		その他		計	
	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
一般行政職	0	11	3	4	22	7	0	0	25	22
うち管理職	0	6	2	1	5	0	0	0	7	7
消防職	0	5	0	0	1	2	0	0	1	7
うち管理職	0	5	0	0	1	0	0	0	1	5
その他専門職等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち管理職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4

(注) 令和5年度は定年延長のため、定年の該当者はいません。

(8) 再任用の状況

再任用とは、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、高齢者雇用のため定年退職者等を再雇用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

(令和6年4月1日現在) (単位:人)

職 種	暫定再任用		定年前再任用
	フルタイム勤務	短時間勤務	
一般行政職	1 (2)	22 (31)	6 (一)
消防職	0 (0)	3 (4)	0 (一)
技能労務職	0 (0)	12 (13)	0 (一)
合計	1 (2)	37 (48)	6 (一)

(注) 1 ()内は令和5年4月1日現在の状況です。

2 職種は再任用時の職種です。

(9) 公益法人、営利法人等への派遣の状況

公益法人等のうち、その業務が伊勢原市の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものや、伊勢原市が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務が公益の増進に寄与するとともに、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施設推進を図るため人的援助が必要なものについて、職員を派遣することができます。その状況は以下のとおりです。

(5年度)

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会へ派遣 0人

公益社団法人伊勢原市シルバー人材センターへ派遣 0人

(10) 障がい者の任用状況 (各年度6月1日現在)

区分	令和6年度	令和5年度
雇用率	2.90 %	2.58 %
法定雇用率	2.60 %	2.60 %